

秋田県B地区のタクシー運賃改定「必要」と判定

～タクシー運賃改定を行います。～

東北運輸局では、令和4年11月から令和5年2月にかけて秋田県B地区（秋田県A地区（秋田市）を除く秋田県全域）における法人タクシー事業者の保有する車両数の7割以上の事業者から申請があったことを受け、運賃改定要否の検討を行った結果、必要と判定しました。

運賃改定要否の検討にあたって、運賃改定申請を行った事業者の中から、標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（令和3年度）の収入及び原価などにより収支率を算定した結果、実績年度の加重平均収支率（※）が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判定したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

（※）加重平均収支率とは、全標準能率事業者における収益の合計値と費用の合計値を用いて算出する収支率です。

問い合わせ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課
担当者：庄司、本間
電話：022-791-7530